

- 上記エについては、基準日以前に合格している(合格後、実務経験が必要な資格にあっては、基準日時点でその要件を満たしている)ことが必要です。
- 建設技能者については、建設キャリアアップシステムのカードのみならず**能力評価結果通知書**が必要です。
- 監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られます。